

令和6年度第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月5日（木）13時30分～14時10分

2. 開催場所 市役所5階 会議室

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 9件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 4件
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件

5. 出席委員 14名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一

6. 欠席委員 6番篠崎輝武

7. 事務局 池田事務局長、小川主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第9回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、7番池田委員と9番石井委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、9件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、4件、議案第3号、農用地利用集積計画について、議案第4号、農用地利用集積等促進計画についてです。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年11月29日、午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斉藤委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

 以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、8番、私は退室をいたします。

 これよりしばらくは、議長を会長職務代理者の平山委員にお願いします。
 一時休憩します。

 (吉井会長退室)

議 長 再開します。

 申請番号1につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、福俵字小野の畑、66平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農地の維持管理ができないため、譲受人は新規就農のためです。営農計画には、ナス、大根の作付けを予定しています。11月29日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、御門字蛇喰沼の田、現況畑、2筆、930平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画は植木業であり、松の植栽を行います。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況はありませんでした。受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、問題ないと思います。

議 長 次に、申請番号3につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

1 1 番 番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、山田字新田の畑で、面積は2, 333平方メートルです。申請理由は、譲渡人は相続したが遠方に住んでいるため農地の管理ができたため、譲受人は隣接地でブルーベリーを販売しており、農業経営拡大のためです。営農計画やその他の書類も整っており、11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。3条許可基準も満たしており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4及び5につきまして、同一耕作者のため関連しておりますので、一括して細谷委員より、意見発表をお願いします。

2 番 番号4及び5について、同一耕作者のため一括して説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、宮字上川端、前田、下沼、上沼、東沼、宮野、中ノ関、綿戸、中野字猪田、殿廻字植付の農地、16, 070平方メートルと宮字上沼、東沼の農地、1, 420平方メートルです。申請理由は、譲渡人はいずれも農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画は、水稻の作付けと米の販売を予定しています。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題はありませんでした。受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っており、許可相当と思われます。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

1 3 番 番号6について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、田中字原田の田、合計4筆、4, 084平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人と譲受人の贈与のためです。営農計画には、水稻の作付けを予定しています。11月29日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号7につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9 番 番号7について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、堀之内字原田の畑、991平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、落花生の作付けを予定しています。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号8につきまして、片岡委員より意見発表をお願いします。

1 4 番 番号8について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木、押堀字能代、田3筆、3,076平方メートル、畑1筆、357平方メートル、合計3,433平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻、ナス、ピーマン、トマトの作付けを予定しています。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号9につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

1 1 番 番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、関下字南の畑で、面積は2,157平方メートルです。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のためです。営農計画においては、果樹や野菜の作付けを予定しています。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから7ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、福俵区民会館の南、約350メートルに位置しています。譲渡人は農地が狭小で農業機械が入らず農地の維持管理ができないため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。譲受人は住民登録地は埼玉県草加市ですが、週3日程度本件農地に隣接する福俵の実家に居住する生活をしております。作付作目は、なす、大根等の野菜一般です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、特別養護老人ホームゆりの木苑の東、約500メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、松です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、千葉東金有料道路山田インターチェンジの南、約450メートルに位置しています。譲渡人は農地の維持管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ブルーベリーです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号4及び5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、宮、中野、殿

廻の集落に点在しています。譲渡人は高齢化による経営規模縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻及び陸稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号６は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、大和地区コミュニティセンターの北、約４５０メートルに位置しています。譲渡人である父から譲受人である子へ贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号７は、売買による所有権移転の申請です。場所は、豊成こども園の北東、約３００メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、また、遠方に住んでおり農地の管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、落花生です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号８は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金警察署の北、約１００メートル、また、ケーズデンキ東金店の東、約１００メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻、なす、ピーマン、トマトです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号９は、売買による所有権移転の申請です。場所は、関下公民館の南西、約４００メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。作付作目は、イチジク、すいか、かぼちゃです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(吉井会長入室)

議 長 再開します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、片岡委員より意見発表をお願いします。

14番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、堀上字大塔宮、畑586平方メートルの内396.28平方メートル、田69平方メートルの内17.79平方メートル、合計414.07平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟です。排水については、汚水は合併浄化槽設置の上、市道側溝に放流します。雨水は宅内浸透処理後、オーバーフロー分は市道側溝へ放流する計画です。周辺農地への被害防除対策は、隣接農地との境界にコンクリートブロックを2段設置します。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきましても、片岡委員より意見発表をお願いします。

14番 番号2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、堀上字下杉木、畑386平方メートルの農地です。転用の目的は、建売分譲住宅1棟の建築です。転用に伴う造成工事はありません。排水については、汚水は合併浄化槽で処理をし、北東側側溝へ放流します。雨水は宅内処理をする計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3及び4につきまして、同一事業者のため関連しておりますので、一括して石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号3、4について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、松之郷字東本郷の畑、1筆595平方メートルと、2筆594平方メートルの農地です。転用の目的は、太陽光発電施設の設置です。造成計画は整地し、周囲にフェンスを設置する計画です。排水については、雨水は敷地内浸透で、汚水は発生しません。周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置し、パネルを10度の角度で設置します。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号１は、親子間の使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、嶺南幼稚園の北東、約５００メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅１棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね１０ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第１種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第１種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、金融機関からの融資証明書及び残高証明書が添付されています。

申請番号２は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金中学校の南東、約６００メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲住宅１棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号３及び４は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、松之郷公民館の南、約３０メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第３号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第３、農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和６年第１１次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第５条第１項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による「令和６年第１１次農用地利用集積計画」についてお諮りします。内容ですが、利用権の設定、３件で、全件

、農業経営基盤強化促進法による期間、１０年となっています。面積の合計は３，６０４平方メートルであります。１ページをお願いします。基盤法による１０年の利用権設定の管理台帳となります。１０－１番は、豊成の認定農業者への新規の貸し付けです。１０－２番、豊成の農業者への新規貸し付けです。１０－３番、こちらも豊成の農業者への新規貸し付けとなっております。それぞれ、経営規模拡大を図るものです。２ページから４ページは、提出のありました各筆明細書になります。５ページ及び６ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われます。

利用集積計画による案件は以上となります。宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第３号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第４号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案第４号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案書は１０ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画案をお願いいたします。
農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての貸借権設定で、豊成地区の耕作者２名と公平地区の耕作者１名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件に該当しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第４号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第１号から第３号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の１１ページから１６ページをお願いいたします。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」です。１０月２６日から１１月２５日までに受付した案件は３件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の１７ページから２１ページをお願いいたします。

報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」です。１０月２６日から１１月２５日までに受付した案件は４件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の２２ページをお願いいたします。

報告第３号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。６件の照会があり、現地調査を１１月８日と２２日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものでございます。報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和6年12月5日